

一般社団法人岐阜県危険物安全協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県危険物安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防法に定める危険物（以下「危険物」という。）に起因する災害を防止し、危険物を製造し、貯蔵し又は取扱う者に対する防火思想の普及高揚をはじめ、保安に関する教育指導等の公益に資する事業を行うことにより、その自主的な保安体制の確立を推進し、もって社会公共の福祉の増進と事業の健全な振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 危険物関係法令の周知徹底に関する事業
- (2) 危険物による災害の予防についての啓発、宣伝に関する事業
- (3) 危険物の管理及び取扱いについての調査研究に関する事業
- (4) 危険物の取扱い作業の保安に関する事業
- (5) 危険物取扱者試験の受験のための講習に関する事業
- (6) 機関紙の発行並びに図書の刊行及び購入の斡旋に関する事業
- (7) 危険物関係の機械器具、資器材等の購入の斡旋に関する事業
- (8) 危険物を製造し、貯蔵し又は取扱う者の親睦並びに関係団体との連絡提携に関する事業
- (9) 危険物関係功労者等の表彰に関する事業
- (10) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 別表に掲げる危険物安全協会（以下「地区協会」という。）
- (2) 特別会員 協会の事業に密接な関係を有する者で総会において推薦されたもの
- (3) 賛助会員 協会の目的に賛同して金品を寄付した個人又は団体で総会において推薦されたもの
- (4) 名誉会員 協会の設立又は運営に特に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 前条に掲げる資格を有するものが、この法人に加入しようとするときは、所定の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し又は会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 正会員、特別会員、賛助会員及び名誉会員が、協会の名誉を毀損し又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を

与えなければならない。

(会費の不返還)

第10条 退会し又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会議を招集するには、正会員に対し、開催の14日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない

い。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定数の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該書面表決及び表決の委任者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事のうちから選任された議事録

署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 9人(会長、副会長及び常務理事を含む。以下同じ)
- (5) 監事 2人

2 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第27条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、この法人の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(名誉会長及び顧問の報酬)

第28条 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第35条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終

わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に順じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類について承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て会長が定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委 任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

る法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は矢橋慎哉とし、業務執行理事は鬼頭正司とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表（第5条第1項第1号：正会員）

協会の名称	所在地
岐阜市 危険物安全協会	岐阜市美江寺町2-9 岐阜市消防本部内
各務原市 危険物安全協会	各務原市那加桜町1-69 各務原市消防本部内
羽島市 危険物安全協会	羽島市竹鼻町丸の内9-26 羽島市消防本部内
羽島郡 危険物安全協会	羽島郡笠松町美笠町美笠通3-25 羽島郡広域連合消防本部内
本巣 危険物安全協会	本巣市文殊324番地 本巣市役所総務課内
山県市 危険物安全協会	山県市高木1000-1 山県市役所総務課内
大垣 危険物安全協会	大垣市外野3-20-2 大垣消防組合消防本部内
不破郡 危険物安全協会	不破郡垂井町2466-2 不破消防組合消防本部内
養老郡 危険物安全協会	養老郡養老町高田798 養老町消防本部内
海津市 危険物安全協会	海津市海津町福岡460-2 海津市消防本部内
揖斐郡 危険物安全協会	揖斐郡大野町中之元824 揖斐郡消防組合消防本部内
可茂地区 危険物安全協会	美濃加茂市加茂川町3-7-7 可茂消防事務組合消防本部内
武儀地区 危険物安全協会	関市西欠ノ下5 中濃消防組合消防本部内
郡上市 危険物安全協会	郡上市八幡町小野4-4-1 郡上市消防本部内
多治見市 危険物安全協会	多治見市三笠町2-21 多治見市消防本部内
土岐市 危険物安全協会	土岐市肥田浅野笠神町3-11 土岐市消防本部内
瑞浪市 危険物安全協会	瑞浪市土岐町108-1 瑞浪市消防本部内
中津川市 危険物安全協会	中津川市かやの木町1-10 中津川市消防本部内

恵那市 危険物安全協会	恵那市長島町正家 1 - 1 - 28 恵那市消防本部内
高山市 危険物安全協会	高山市桐生町 3 - 208 高山市消防本部内
飛騨市 危険物安全協会	飛騨市古川町高野 251 - 1 飛騨市消防本部内
下呂市 危険物安全協会	下呂市森 363 - 1 下呂市消防本部内